

税務・人事労務ワンポイント (384)

消費税総額表示の意味するもの

税理士 嶋 賢治

税金を国民から徴収する最も賢い方法は、

「税の痛みを感じさせない」で税金をいただくことです。その最もわかりやすい例が、酒税やタバコ消費税で、私たちが酒やタバコで楽しく時間を過ごしている間に自動的に納税する仕組みです。消費税もできたらそういうしたいもので、頭のいい官僚は「どうしたら税の姿が見えなくなるかを」考えました。今の税抜き価格表示ではどうしても消費税の姿が表に出てしまいます。

そこでこの4月1日から、店頭での価格の「総額表示義務付け」になりました。今後一般消費者にとって消費税の姿が表から見えにくくなります。つまり物の値段の中に含まれる消費税の額が、酒やタバコと同じように見えなくなる効果を狙ったのです。消費税の姿を見えなくすることは、これからさらに消費税を上げるための布石です。

消費税を上げるには大変な政治的エネルギーが必要で、一方的に上げるのではなく、生活必需品は下げると、国民の反対を極力少なくしようとしています。そうなれば現在の10%の単一消費税（実際は0%・8%・10%の3つ）の体制からさらに複数の消費税率が混在する複雑な税体形になつてしまいます。

その時は営業者にとって現在の帳簿方式での消費税額の算出は不可能で、業者間は消費税額等を記載した「適格請求書」を発行し合い、現在の領収書と同じく、仕入税額控除はその「適格請求書」（インボイス）を集めて合算計算することになります。そのため「適格請求書発行事業者」になるための登録がいよいよ今年の10月1日から始まります。総額表示の義務化は、消費税の引き上げによる多段階消費税体制の始まりを意味しています。

税務・人事労務ワンポイント
バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.widra.gr.jp/one_point/